

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の一部改正の概要

1 改正の内容

(1) 健康情報の定義について以下の改正を行う。

① 健康情報の例示として規定していた内容を、「産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者が労働者の健康管理等を通じて得た情報」に改める。

② 健康情報の例示として、以下のものを新たに規定する。

ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第66条の8第1項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果

イ 安衛法第66条の8第4項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容

ウ 安衛法第66条の9の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果

エ 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果

オ 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果

カ 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容

(2) 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方として、以下の内容を新たに規定する。

① 健康情報は労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれのある機微な情報であるため、事業者は健康情報の適正な取扱いに特に留意しなければならない。

② 健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれらの健康情報を取り扱ってはならない。

(3) 健康情報の適正な取得に関して、以下の内容を新たに規定する。

① 事業者は、法令に基づく場合を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命又は身体の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りではない。

② 安衛法第66条の10第2項において、ストレスチェックを実施した医師、

保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「実施者」という。）は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者（以下「実施事務従事者」という。）に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。

（4）第三者に対する健康情報の提供に係る本人の同意の取得に関して、以下の内容を新たに規定する。

- ① 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、事業者は、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、事業者が外部機関にストレスチェックの実施を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供することは、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「法」という。）第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。
- ② 安衛法第66条の10第2項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。
- ③ 安衛法第66条の10第3項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。
- ④ 事業者が、安衛法第66条の8第1項又は第66条の10第3項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。
- ⑤ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第45条第10項及び第14項の規定において、

派遣先事業者が安衛法第66条第2項から第4項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第66条の4の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

- (5) 事業者が保有する健康情報の開示に関して、「事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第66条の8第3項及び第66条の10第4項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があった場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第25条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる」という内容を新たに規定する。
- (6) その他事業者が配慮すべき事項として「HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾病に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない」と規定していた内容について、その例外として、「労働者の希望に応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することはあり得る」という内容を新たに規定する。

2 適用日

平成27年12月1日

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たつての留意事項 新旧対照表
 (「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たつての留意事項の改正について」
 (平成16年10月29日付け基発1029009号、最終改正平成27年11月30日付け基発1130第2号))

(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	現	行
第 1 趣旨	この留意事項は、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成24年厚生労働省告示第357号。以下「ガイドライン」という。）に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについて、ガイドラインに定める措置の実施等等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。	第 1 趣旨	この留意事項は、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成24年厚生労働省告示第357号。以下「ガイドライン」という。）に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについて、ガイドラインに定める措置の実施等等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。	第 1 趣旨
第 2 健康情報の定義	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及びガイドライン第2に定める雇用管理に関する個人情報のうち、この留意事項において取り扱う労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）は、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。	第 2 用語の定義	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及びガイドライン第2に定めるもののほか、この留意事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 用語の定義

者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたらとときに実施した健康診断の結果

(3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果

(4) 安衛法第66条の4の規定に基づき事業者が歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容

(5) 安衛法第66条の7の規定に基づき事業者が実施した保健指導の内容

(6) 安衛法第66条の8第1項の規定に基づき事業者が実施した面接指導及び同条第2項の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果

(7) 安衛法第66条の8第4項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容

(8) 安衛法第66条の9の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果

(9) 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果

(10) 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果

(11) 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容

(12) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置（THIP：トータル・ヘルスプロモーション・プラン）を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内

事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたらとときに実施した健康診断の結果

(3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果

(4) 安衛法第66条の4及び第66条の5第1項の規定に基づき事業者が医師等から聴取した意見及び事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容

(5) 安衛法第66条の7の規定に基づき、事業者が実施した保健指導の内容

(6) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置（THIP：トータル・ヘルスプロモーション・プラン）

容等

- (13) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果
- (14) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報
- (15) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報
- (16) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
- (17) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報
- (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報

)を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等

- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果
- (8) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報
- (9) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報
- (10) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
- (11) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報
- 2 産業保健業務従事者
- 産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。

第3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

- 1 事業者が健康新情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方
- (1) 健康情報は労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれのある機微な情報であるため、事業者は健康情報の適正な取扱いに特に留意しなければならない。
- (2) 健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれら健康情報を取り扱ってはならない。
- 2 法第17条に規定する適正な取得に関する事項（ガイド

ライシン第5の1から3関係)

- (1) 事業者は、法令に基づく場合を除き、労働者の健康情報を取り得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命又は身体の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りではない。
- (2) 安衛法第66条の10第2項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「実施者」という。）は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者（以下「実施事務従事者」という。）に提供を強要する者は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。

法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する從業者の監督に関する事項（ガイドライン第6の2及び3関係）

- (1) 事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、検査の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たつて医学的知識に基づく加工・判断等を要することから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。
- (2) 事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させる時は、当該情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させ等の措置を講ずること。
- (3) 個人のストレスチェック結果を取り扱う実施者及び実施事務従事者については、あらかじめ衛生委員会等による

法第20条に規定する安全管理措置及び法第21条に規定する從業者の監督に関する事項（ガイドライン第6の2及び3関係）

- (1) 事業者は、健康診断の結果のうち診断名、検査値等のいわゆる生データの取扱いについては、その利用に当たつて医学的知識に基づく加工・判断等を要することから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。

- (2) 事業者は、産業保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報を用目的の達成に必要な範囲内に限定されよう、必要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させた上で提供する等の措置を講ずること。

る調査審議を踏まえて事業者が指名し、全ての労働者に

周知すること。

(4) ストレスチェック結果は、詳細な医学的情報を含むものではないため、事業者は、その情報を産業保健業務従事者以外の者にも取り扱わせることができないが、事業者への提供について労働者の同意を得ていらない場合には、ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動（以下「人事」という。）に関する直接の権限を持つ監督的地位にある者に取り扱わせてはならない。また、事業者は、ストレスチェック結果を労働者の人事を担当する者（人事に関する直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）に取り扱わせる時は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにするため、次に掲げる事項を当該者に周知すること。

- (a) 当該者には安衛法第104条の規定に基づき秘密の保持義務が課されること。
 - (b) ストレスチェック結果の取り扱いは、医師等のストレスチェックの実施者の指示により行うものであり、所属部署の上司等の指示を受けて、その結果を漏らしたりしてはならないこと。
 - (c) ストレスチェック結果を、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはならないこと。
- (5) インターネットや社内イントラネット等の情報通信技術を利用してストレスチェックを実施する場合は、次に掲げる事項を満たす必要があること。
- (a) 個人情報の保護や改ざんの防止等のセキュリティの確保のための仕組みが整っており、その仕組みに基づいて個人の結果の保存が適切になされていること。

(b) 本人以外に個人のストレスチェック結果を閲覧すること。

4 法第22条に規定する委託先の監督に関する事項（ガイドライン第6の4関係）

健康診断、ストレスチェック又は面接指導の全部又は一部を医療機関、メンタルヘルスケアへの支援を行う機関等（以下「外部機関」という。）に委託する場合には、当該委託先において、情報管理が適切に行われる体制が整備されたいるかについて、事前に確認することが望ましい。

5 法第23条第1項に規定する本人の同意に関する事項（ガイドライン第7の1、2及び4関係）

(1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健診情報を収集する必要がある場合は、法第23条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要があります。この場合においても、事業者は、あらかじめこれら的情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必ず要に応じ、これららの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

(2) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づく健康診断及び第66条の8第1項の規定に基づく面接指導については、これらの規定において事業者は医師若しくは歯科医師による健康診断又は医師による面接指導を行わなければならぬとされている。事業者は、健康診断又は面接指導の実施に当たつて、外部機関に健康診断又は面接指導の実施を委託する場合には、事業者は、健診データを医療機関に提供する必要がある。また、安衛法第66条の3、第66条の4、第66条の8第3項及び第4項に

- 1 法第23条第1項に規定する本人の同意に関する事項（ガイドライン第7の1、2及び4関係）
- (1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健診情報を収集する必要がある場合は、法第23条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要があります。この場合においても、事業者は、あらかじめこれら的情報を取得するとともに、必ず要に応じ、これららの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。
- (2) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づく健康診断については、この項において事業者は「医師（同条第3項の歯科医師を含む。以下、この項において同じ。）による健康診断」を行わなければならないとされています。事業者は、健康診断の実施に当たつて、医療機関に健康診断の実施を委託することにより当該医療機関の医師に労働者の健康診断を実施させられる場合がある。その際、事業者は、健康診断の実施に必要な労働者の個人データを医療機関に提供する。また、安衛法第66条の3、第66条の4及び第66条の6の規定において、事

において、事業者は、健診結果は直接指導の結果の記録及び当該結果に係る医師又は歯科医師からの意見聴取が義務付けられており、第66条の6において、事業者は、健康診断結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれららの義務を遂行するには、報告（診断又は直接指導の結果が外部機関から事業者に提出された場合）されなければならない。これらのことから、事業者が外部機関にこれららの健診結果又は直接指導の結果を外部機関から事業者に提出するには、報告（報告事務者がために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対する行為）する場合は、それぞれ安衛法に基づく事業者を報告（提供）する行為を報告（提供）する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

(3) 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、当該提供行為は、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

また、安衛法第66条の10第2項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされており。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。
さらに、安衛法第66条の10第3項において、スト

業者は、健康診断の結果の記録、当該結果に係る医師等からの意見聴取、当該結果の労働者に對する通知が義務付けられるたまる。事業者がこれららの義務を遂行するには、報告（提
出）されなければならない。これらのことから、事業者が外部機
関にこれららの健診結果を委託するたま、医療機関に提供し、また、医療機関が委託元である事業者に対する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

レスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するため、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めることがあるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したことみなすことができるところから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。

なお、事業者が、安衛法第66条の8第1項又は第66条の10第3項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、5(2)に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくとも第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくとも第三者提供の制限を受けるない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者がから当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第45条第10項及び第14項において、派遣先事業者が安衛法第66条第2項から第4項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健

康診断の結果に基づき安衛法第66条の4の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健診の結果を記載した書面を作成し、当該派遺元事業者に送付するところに、当該医師の意見を当該派遺元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれららの健診の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくては第三者提供の制限は受けない。

(5) 事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健診情報を求める場合、健康保険組合等は当該事業者にていて、該労働者の健診情報を提供することと第三者提供の同意を得る目的の制限に該当し、健保の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめ承諾を得ることと同様に、これららの情報は労働者本人大し、事業者が健診を受けることとが望ましい。

たただし、事業者等において、法第23条第4項第3号の要件を満たしている場合は、当該共同利用者は第三者に該當しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第2項及び第3項の規定により、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していれた事業者に対し、厚生労働省令で定めることと並んで、その事業者が保存している加入者に係る健診の結果を記録の写しを提供するよう求めることができる。この場合に、健診の結果に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健診の結果を記載した書面を作成し、当該派遺元事業者に送付するところに、当該医師の意見を当該派遺元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれららの健診の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくては第三者提供の制限は受けない。

(3) また、事業者が、健保の場合、健保組合等に対して労働者の健診情報を提供することと第三者提供の同意を得る目的として、該労働者の健診情報を提供する場合、健保の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれららの情報を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じて、これららの情報は労働者本人から提出を受けることとが望ましい。

たただし、事業者が健保組合等と共同で健診を実施する場合等において、法第23条第4項第3号の要件を満たしている場合は、当該共同利用者は第三者に該當しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第27条第2項及び第3項の規定により、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していれた事業者に対する他の法令に基づく、その事業者が保存している加入者に係る健診の結果を記録の写しを提供するよう求めることができる。この場合に、健診の結果に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健診の結果を記載した書面を作成し、当該派遺元事業者に送付するところに、当該医師の意見を当該派遺元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれららの健診の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくては第三者提供の制限は受けない。

提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるとことさらその記録の写しを提供しならないとさかれている。このことから、特定健康診査及び特定労働省令第157号) 第2条に定める基準(平成19年厚生労働省令第157号) 第2条に定める項目に係る記録の写しに事業者が医療保険者からの提供するることは、法令に基づくものであるので、法第23条第1項第1号に該当し、本人の同意なく提供できる。

なお、事業者が保存している加入者に係る健診結果に関する記録のうち、特定健診及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないもの(業務歴、視力、聽力、胸部エックス線検査、喀痰検査)については、労働者に対する定期健診の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となるが、同意については、定期健診実施時の受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものが含まれる。

- 6 法第25条に規定する保有個人データの開示に関する事項(ガイドライン第8の2関係)
 - 事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第66条の8第3項及び第66条の10第4項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があつた場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第25条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 法第31条に規定する苦情の処理に関する事項(ガイドライン第9関係)

加入者に係る健診に関する記録の写しを提供するよう求めることができる、事業者は厚生労働省令で定めるとことさらその記録の写しを提供しならないとさかれている。このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号) 第2条に定める項目に係る記録の写しに事業者が医療保険者からの提供の求めがあつた場合は、法令に基づくものであるので、法第23条第1項第1号に該当し、本人の同意なく提供できる。

なお、事業者が保存している加入者に係る健診結果に関する記録のうち、特定健診及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないもの(業務歴、視力、聽力、胸部エックス線検査、喀痰検査)については、労働者に対する定期健診の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となるが、同意については、定期健診実施時のお受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものが含まれる。

が含まれる。

ガイドライン第9に定める苦情を処理するための窓口に、必
ずは、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必
ずは、産業保健業務従事者と連携を図ることができる

その他の事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための安産法に基づく健診等の措置を行つて委託する事業者は、外部機関に取扱いを配慮すべき事項を外部機関に周知する旨を定め、これを労働者に周知する旨を規定する。

(1) 事業者は、外部機関に委託することによる機会が多いことから、健診等の措置を行つて配慮すべき事項を外部機関に周知する旨を定め、これを労働者に周知する旨を規定する。

- (a) 健康情報の利用目的及び利用方法に関すること

(b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること

(c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱うこと

(d) 健康情報の範囲に関すること

(e) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法（廃棄に関するもの）を含む。）に関する苦情の処理に関するときは、衛生委員会等において審議を行った上で、ガイドライン第10の1に定めるところにより労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うこと

(3) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり

3 法第31条に規定する苦情の処理に関する事項（ガイドライン第9関係）

ガイドライン第9に定める苦情を処理するための窓口について、健康新聞に係る苦情に適切に対応するため、必要な業務を実施するための窓口として、従事者と連携を図ることとする。

- (a) 健康情報の利用目的に関すること
 - (b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること
 - (c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱うこと
 - (d) 健康情報の範囲に関すること
 - (e) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法（廃棄に関するものも含む。）に関すること
 - (2) 事業者は、(1) の規程等を定めるとときは、衛生ドライン第10の1等において審議を行つた上で、ガイドライン等に定めるところにより労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。
 - (3) 事業者は、安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき行われた健康診断を受けた労働者等に対する規

蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、
色覚検査等の遺伝性疾病に関する情報については、事業者
上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者の求めに応じ
て、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う
必要がある場合には、当該就業上の配慮に必要な
情報に限って、事業者が労働者から取得することは考え
られる。

(4) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護
関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合
において「健康保険組合等における個人情報の適切な取
扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われるこ
とから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイ
ドラインの内容についても留意することが期待されてい
る。

第4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱
い
個人情報取扱事業者以外の事業者であつて健康情報を取り
扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保
すべきものであることに十分留意し、第3に準じてその適正
な取扱いの確保に努めること。

遅滞なく、その結果を通知すること。

(4) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり
、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、
色覚検査等の遺伝検査等の遺伝情報については、事業者等から取得すべ
き性がある場合を除き、事業者は、労働者等は、労働者等から取得すべ
きでない。

(5) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護
関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合
において「健康保険組合等における個人情報の適切な取
扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われるこ
とから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイ
ドラインの内容についても留意することが期待されてい
る。

第4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱
い
個人情報取扱事業者以外の事業者であつて健康情報を取り
扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保
すべきものであることに十分留意し、第3に準じてその適正
な取扱いの確保に努めること。

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項

第1 趣旨

この留意事項は、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成24年厚生労働省告示第357号。以下「ガイドライン」という。）に定める雇用管理に関する個人情報のうち健康情報の取扱いについて、ガイドラインに定める措置の実施等に加えて事業者が留意すべき事項を定めるものである。

第2 健康情報の定義

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及びガイドライン第2に定める雇用管理に関する個人情報のうち、この留意事項において取り扱う労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）は、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、健康情報に該当するものの例として、次に掲げるものが挙げられる。

- (1) 産業医、保健師、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者（以下「産業保健業務従事者」という。）が労働者の健康管理等を通じて得た情報
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条の2 第1項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果
- (3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果
- (4) 安衛法第66条の4の規定に基づき事業者が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容
- (5) 安衛法第66条の7の規定に基づき事業者が実施した保健指導の内容
- (6) 安衛法第66条の8第1項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づき労働者から提出された面接指導の結果
- (7) 安衛法第66条の8第4項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容
- (8) 安衛法第66条の9の規定に基づき事業者が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果
- (9) 安衛法第66条の10第1項の規定に基づき事業者が実施した心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の結果
- (10) 安衛法第66条の10第3項の規定に基づき事業者が実施した面接指導の結果
- (11) 安衛法第66条の10第5項の規定に基づき事業者が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき事業者が講じた面接指導実施後の措置の内容
- (12) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて事業者が取得した

健康測定の結果、健康指導の内容等

- (13) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 27 条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果
- (14) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報
- (15) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報
- (16) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
- (17) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報
- (18) (1) から (17) までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報

第 3 健康情報の取扱いについて事業者が留意すべき事項

1 事業者が健康情報を取り扱うに当たっての基本的な考え方

- (1) 健康情報は労働者個人の心身の健康に関する情報であり、本人に対する不利益な取扱い又は差別等につながるおそれのある機微な情報であるため、事業者は健康情報の適正な取扱いに特に留意しなければならない。
- (2) 健康情報は、労働者の健康確保に必要な範囲で利用されるべきものであり、事業者は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えてこれらの健康情報を取り扱ってはならない。

2 法第 17 条に規定する適正な取得に関する事項（ガイドライン第 5 の 1 から 3 関係）

- (1) 事業者は、法令に基づく場合を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示し、本人の同意を得なければならない。ただし、自傷他害のおそれがあるなど、労働者の生命又は身体の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りではない。
- (2) 安衛法第 66 条の 10 第 2 項において、ストレスチェックを実施した医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下「実施者」という。）は、労働者の同意を得ないでストレスチェック結果を事業者に提供してはならないこととされており、事業者は、実施者又はその他のストレスチェックの実施の事務に従事した者（以下「実施事務従事者」という。）に提供を強要する又は労働者に同意を強要する等の不正の手段により、労働者のストレスチェックの結果を取得してはならない。

3 法第 20 条に規定する安全管理措置及び法第 21 条に規定する従業者の監督に関する事項（ガイドライン第 6 の 2 及び 3 関係）

- (1) 事業者は、健康情報のうち診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の加工前の情報や詳細な医学的情報の取扱いについては、その利用に当たって医学的知識に基づく加工・判断等を要することがあることから、産業保健業務従事者に行わせることが望ましい。
- (2) 事業者は、産業保健業務従事者から産業保健業務従事者以外の者に健康情報を提供させる時は、当該情報が労働者の健康確保に必要な範囲内で利用されるよう、必

要に応じて、産業保健業務従事者に健康情報を適切に加工させる等の措置を講ずること。

- (3) 個人のストレスチェック結果を取り扱う実施者及び実施事務従事者については、あらかじめ衛生委員会等による調査審議を踏まえて事業者が指名し、全ての労働者に周知すること。
- (4) ストレスチェック結果は、詳細な医学的情報を含むものではないため、事業者は、その情報を産業保健業務従事者以外の者にも取り扱わせることができるが、事業者への提供について労働者の同意を得ていない場合には、ストレスチェックを受ける労働者について解雇、昇進又は異動（以下「人事」という。）に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者に取り扱わせてはならない。また、事業者は、ストレスチェック結果を労働者の人事を担当する者（人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者を除く。）に取り扱わせる時は、労働者の健康確保に必要な範囲を超えて人事に利用されることのないようにするために、次に掲げる事項を当該者に周知すること。
- (a) 当該者には安衛法第104条の規定に基づき秘密の保持義務が課されること。
 - (b) ストレスチェック結果の取り扱いは、医師等のストレスチェックの実施者の指示により行うものであり、所属部署の上司等の指示を受けて、その結果を漏らしたりしてはならないこと。
 - (c) ストレスチェック結果を、自らの所属部署の業務等のうちストレスチェックの実施の事務とは関係しない業務に利用してはならないこと。
- (5) インターネットや社内イントラネット等の情報通信技術を利用してストレスチェックを実施する場合は、次に掲げる事項を満たす必要があること。
- (a) 個人情報の保護や改ざんの防止等のセキュリティの確保のための仕組みが整っており、その仕組みに基づいて個人の結果の保存が適切になされていること。
 - (b) 本人以外に個人のストレスチェック結果を閲覧することができる者の制限がなされていること。

4 法第22条に規定する委託先の監督に関する事項（ガイドライン第6の4関係）

健康診断、ストレスチェック又は面接指導の全部又は一部を医療機関、メンタルヘルスケアへの支援を行う機関等（以下「外部機関」という。）に委託する場合には、当該委託先において、情報管理が適切に行われる体制が整備されているかについて、事前に確認することが望ましい。

5 法第23条第1項に規定する本人の同意に関する事項（ガイドライン第7の1、2及び4関係）

- (1) 事業者が、労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合、事業者から求められた情報を医療機関が提供することは、法第23条の第三者提供に該当するため、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情

報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

(2) 安衛法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく健康診断及び第 66 条の 8 第 1 項の規定に基づく面接指導については、これらの規定において事業者は医師若しくは歯科医師による健康診断又は医師による面接指導を行わなければならないとされている。事業者は、健康診断又は面接指導の実施に当たって、外部機関に健康診断又は面接指導の実施を委託する場合には、事業者は、健康診断又は面接指導の実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。また、安衛法第 66 条の 3、第 66 条の 4、第 66 条の 8 第 3 項及び第 4 項において、事業者は、健康診断又は面接指導の結果の記録及び当該結果に係る医師又は歯科医師からの意見聴取が義務付けられており、第 66 条の 6 において、事業者は、健康診断結果の労働者に対する通知が義務付けられている。事業者がこれらの義務を遂行するためには、健康診断又は面接指導の結果が外部機関から事業者に報告（提供）されなければならない。これらのことから、事業者が外部機関にこれらの健康診断又は面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断又は面接指導の結果を報告（提供）することは、それぞれ安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

(3) 事業者は、ストレスチェックの実施に当たって、外部機関にストレスチェックの実施を委託する場合には、ストレスチェックの実施に必要な労働者の個人情報を外部機関に提供する必要がある。この場合において、当該提供行為は、安衛法に基づく事業者の義務を遂行する行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当することから、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

また、安衛法第 66 条の 10 第 2 項において、あらかじめストレスチェックを受けた労働者の同意を得ないで、その結果を事業者に提供してはならないこととされている。このため、外部機関が、あらかじめ本人の同意を得ないで、委託元である事業者に対してストレスチェック結果を提供することはできない。

さらに、安衛法第 66 条の 10 第 3 項において、ストレスチェックの結果の通知を受けた労働者であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものが申し出たときは、事業者は、面接指導の実施が義務付けられている。事業者がこの義務を遂行するためには、当該労働者が厚生労働省令で定める要件に該当するかどうかを確認するために、労働者にストレスチェックの提出を求めるほか、ストレスチェックを実施した外部機関に対してストレスチェック結果の提供を求めるにも考えられるが、労働者の申出は、事業者へのストレスチェック結果の提供に同意したとみなすことができることから、事業者の求めに応じて外部機関が事業者にストレスチェック結果を提供するに当たって、改めて本人の同意を得る必要はない。

なお、事業者が、安衛法第 66 条の 8 第 1 項又は第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく面接指導を委託するために必要な労働者の個人情報を外部機関に提供し、また、外部機関が委託元である事業者に対して労働者の面接指導の結果を提供することは、5 (2) に規定する健康診断等の場合と同様に、安衛法に基づく事業者の義務を遂行す

る行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。この場合において、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない健康情報には、面接指導の実施に必要な情報として事業者から当該外部機関に提供するストレスチェック結果も含まれる。

(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第 45 条第 10 項及び第 14 項において、派遣先事業者が安衛法第 66 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく健康診断及びこれらの健康診断の結果に基づき安衛法第 66 条の 4 の規定に基づく医師からの意見聴取を行ったときは、健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元事業者に送付するとともに、当該医師の意見を当該派遣元事業者に通知しなければならないこととされている。このことから、派遣先事業者が、派遣元事業者にこれらの健康診断の結果及び医師の意見を記載した書面を提供することは、労働者派遣法の規定に基づく行為であり、法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限は受けない。

(5) 事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、健康保険組合等は当該事業者に当該労働者の健康情報を提供することを目的として取得していないため、法第 23 条の第三者提供の制限に該当し、健康保険組合等は労働者（被保険者）の同意を得る必要がある。この場合においても、事業者は、あらかじめこれらの情報を取得する目的を労働者に明らかにして承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

ただし、事業者が健康保険組合等と共同で健康診断を実施する場合等において、法第 23 条第 4 項第 3 号の要件を満たしている場合は、当該共同利用者は第三者に該当しないため、当該労働者の同意を得る必要はない。

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定により、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法その他の法令に基づき、その事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記録の写しを提供しなければならないとされている。このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）第 2 条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に事業者が当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるので、法第 23 条第 1 項第 1 号に該当し、本人の同意なく提供できる。

なお、事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 2 条に定める項目に含まれないもの（業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査）については、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となるが、同意については、定期健康診断実施時の受診案内等への記載や健診会場での掲示等默示によるものが含まれる。

6 法第 25 条に規定する保有個人データの開示に関する事項（ガイドライン第 8 の 2 関係）

事業者が保有する健康情報のうち、安衛法第 66 条の 8 第 3 項及び第 66 条の 10 第 4 項の規定に基づき事業者が作成した面接指導の結果の記録その他の医師、保健師等の判断及び意見並びに詳細な医学的情報を含む健康情報については、本人から開示の請求があった場合は、原則として開示しなければならない。ただし、本人に開示することにより、法第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

7 法第 31 条に規定する苦情の処理に関する事項（ガイドライン第 9 関係）

ガイドライン第 9 に定める苦情を処理するための窓口については、健康情報に係る苦情に適切に対応するため、必要に応じて産業保健業務従事者と連携を図ることができる体制を整備しておくことが望ましい。

8 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項

- (1) 事業者は、安衛法に基づく健康診断等の実施を外部機関に委託することが多いことから、健康情報についても外部とやり取りをする機会が多いことや、事業場内においても健康情報を産業保健業務従事者以外の者に取り扱わせる場合があること等に鑑み、あらかじめ、ガイドライン第 8 に掲げるもののほか、以下に掲げる事項について事業場内の規程等として定め、これを労働者に周知するとともに、関係者に当該規程に従って取り扱わせることが望ましい。
 - (a) 健康情報の利用目的及び利用方法に関すること
 - (b) 健康情報に係る安全管理体制に関すること
 - (c) 健康情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報の範囲に関すること
 - (d) 健康情報の開示、訂正、追加又は削除の方法（廃棄に関するものを含む。）に関すること
 - (e) 健康情報の取扱いに関する苦情の処理に関すること
- (2) 事業者は、(1) の規程等を定めるときは、衛生委員会等において審議を行った上で、ガイドライン第 10 の 1 に定めるところにより労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。
- (3) H I V 感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝性疾患に関する情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。ただし、労働者の求めに応じて、これらの疾病等の治療等のため就業上の配慮を行う必要がある場合については、当該就業上の配慮に必要な情報に限って、事業者が労働者から取得することは考えられる。
- (4) 労働者の健康情報は、医療機関において「医療・介護関係事業者における個人情

報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われ、また、健康保険組合において「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき取り扱われることから、事業者は、特に安全管理措置等について、両ガイドラインの内容についても留意することが期待されている。

第4 個人情報取扱事業者以外の事業者による健康情報の取扱い

個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであることに十分留意し、第3に準じてその適正な取扱いの確保に努めること。